

長野県行政機構審議会民間協働専門部会設置要綱

平成 19 年 9 月 12 日制定

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野県行政機構審議会条例（昭和39年12月28日。条例第92号）第 7 条に基づき、行政機構審議会への諮問事項である民間との協働等による県の行政機構の合理化に関する事項を調査・検討するため設置する専門委員（以下「委員」という。）に関して必要な事項を定める。

(部会)

第 2 民間との協働等による県の行政機構の合理化に関する事項の調査・検討を効率的に行うため、「民間協働専門部会」（以下、「部会」という。）を設ける。

2 部会は委員 8 名以内で構成する。

3 部会に部会長を置き、知事が指名する。

4 部会長は会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第 3 部会は、県が提供している各種のサービスについて、民間団体・民間企業などとの協働等を重視し、民間でできることは民間に任せることを基本として、そのあり方、範囲を見直して、より効率的に提供していくことができるよう、県の行政機構の合理化に関して実施すべき措置を調査・検討し行政機構審議会に報告する。

2 部会は、前項の調査・検討に際しては、地方独立行政法人、市場化テストなど新たに制度化された手法を本県において導入することの可能性についても留意する。

(会議)

第 4 会議は部会長が招集し、主宰する。

2 会議では必要に応じ、関係者から意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 部会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(補則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。